

森林法の一部を改正する法律の概要

平成23年4月
林野庁

「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化

森林所有者がその「責務」を果たし、森林の有する公益的機能が十全に発揮されるよう措置。

I 政府原案の概要

(1) 所有者が不明の場合を含む適正な森林施業の確保

- ① 他人の土地について路網等の設置が必要な場合、土地所有者等が不明でも使用権の設定を可能にするため、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により、手続を進められるよう措置する。
- ② 森林所有者が、早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）の間伐を行わない場合に、所有者が不明であっても、行政の裁定により施業代行者が間伐を行うことができるようにするなど制度を拡充する。

(2) 無届伐採が行われた場合の造林命令の新設

無届による伐採について、森林所有者のいかんを問わず、災害発生等の防止に必要な伐採後の造林を行わせるための命令を、新たに発出できるよう措置する。

(3) 森林計画制度の見直し

森林所有者等が作成する現行の森林施業計画を森林経営計画に改め、

- ① 集約化を前提に、路網の整備等を含めた実効性のある計画とする
 - ② 森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者（森林組合等）が計画を作成することとする
- 等の改正を行う。

II 国会における修正の概要

(1) 森林の土地の所有者となった旨の届出

新たに森林の土地の所有者となった者に届出義務を課すこととする。

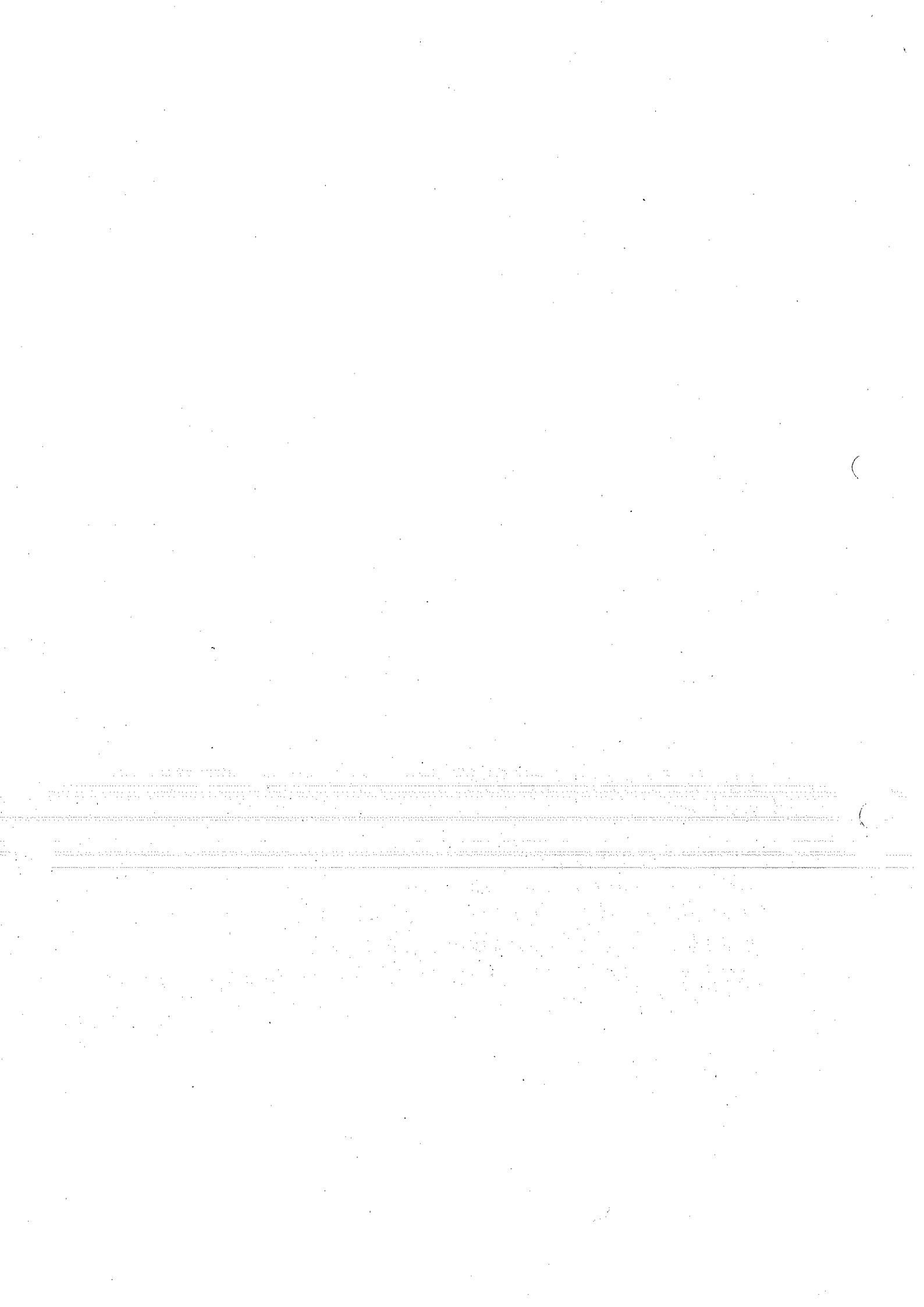
(2) 無届伐採が行われた場合の伐採の中止命令の新設

無届による伐採について、造林命令のみならず、伐採の中止命令を発出できることとする。

III 施行期日

平成24年4月1日。ただし、

- ・ 森林に立入調査できる者の拡大等については、公布日に、
- ・ 上記I(1)①の措置については、公布後3か月以内に、それぞれ施行。



森林法の一部改正の概要

(下線を付した部分は議員修正により追加された内容)

第1 森林施業に必要な土地権利の設定手続の改善

- 1 都道府県知事は、他人の土地への土地権利の設定に関する協議の認可の申請があったときは、土地の所有者等に出頭を求めて、農林水産省令で定めるところにより、公開による意見の聴取を行わなければならないものとする。 (第50条第2項関係)
(注) 省令において、土地の所有者等が出頭の場合には、手続を終結し得る旨を規定する見込み。
- 2 都道府県知事は、1の意見の聴取をしようとするときは、新たに事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知するとともにこれを公示しなければならないこととする。 (第50条第3項関係)
(注) 土地の所有者等が不明の場合には、通知に代えて掲示を行うことにより、通知が相手方に到達したものとみなされる。

第2 早急に間伐が必要な森林の施業代行制度の見直し

- 1 市町村長は、間伐等が適正に実施されていない森林であってこれを早急に実施する必要のあるもの(以下「要間伐森林」という。)があるときは、その森林所有者に対し、その旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐等の方法及び時期を通知するものとする。 (第10条の10第2項関係)
- 2 市町村長は、1による通知を受けた者がその通知に係る時期までに間伐等を実施していないと認めるときは、当該要間伐森林について間伐等を実施すべき旨を期限を定めて勧告することができるものとする。 (第10条の10第3項関係)
- 3 2の勧告を受けた森林所有者がこれに従わない場合に行われる調停において、当該森林所有者が調停案の受諾をしないときは、施業代行業を希望する者は、要間伐森林の間伐木の所有権の移転及び当該要間伐森林について間伐を実施するため土地を使用する権利の設定に関する裁定を、新たに申請できるものとする。 (第10条の11の2関係)
- 4 1の通知の相手方が知れず、又はその所在が不明なため、市町村長が1の通知の内容を掲示した場合において、その掲示に係る要間伐森林についての施業代行業を希望する者は、間伐木の所有権及び間伐の実施のための土地の土地権利の取得に関する裁定を、新たに申請することができるものとする。 (第10条の11の6関係)

第3 無届伐採が行われた場合の行政命令の新設

- 市町村長は、届出をせずに立木を伐採した者が引き続き伐採をし、又は伐採後の造林をしない場合に、災害を発生させるおそれ等があると認めるときは、新たに伐採の中止又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができるものとする。 (第10条の9第4項関係)

第4 森林の土地の所有者となった旨の届出

- 1 地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに森林の土地の所有者となった者は、市町村長にその旨を届け出なければならないこと。ただし、国土利用計画法第23条第1項の規定による届出をしたときは、この限りでないこと。

(第10条の7の2第1項関係)

- 2 市町村長は、1の届出があった場合において、当該届出に係る民有林が保安林等であるときは、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならないこと。

(第10条の7の2第2項関係)

- 3 1に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処すること。

(第214条関係)

第5 森林所有者等に関する情報の利用等

- 1 都道府県知事及び市町村長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、利用目的以外の目的のために内部で利用することができること。

(第191条の2第1項関係)

- 2 都道府県知事及び市町村長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができること。

(第191条の2第2項関係)

第6 森林所有者等が作成する森林施業計画の見直し

- 1 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が計画を作成し、新たに森林の保護に関する事項を記載しなければならないこととするとともに、森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大の目標を記載することができることとし、計画の名称を森林経営計画とすること。(第11条第1項から第3項まで関係)

(注) 受託等による森林経営の規模拡大の目標を計画に記載することができるようにする改正は、山林相続税等に係る新たな税制要望と関連したもの。

- 2 計画の認定要件として、次を加えるものとする。

(1) 作業路網の整備の状況等の事情に照らして、計画を作成した者により当該計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。

(2) 計画に森林の経営の規模の拡大の目標が記載されている場合には、周辺の森林の森林所有者の申出に応じて計画を作成した者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることなど森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められること。

(第11条第5項関係)

第7 行政が作成する森林計画の見直し

- 1 全国森林計画の見直し

森林の保護に関する事項を、新たに記載事項とすること。(第4条第2項関係)

2 地域森林計画の見直し

- (1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営に関する事項及び森林の保護に関する事項を新たに記載事項とし、機能別の森林の所在及び面積を記載事項から削るものとする。
(第5条第2項関係)

(注) 機能別の森林の所在及び面積を記載事項から削る改正は、市町村において、地域の実情を踏まえた森林の区分(ゾーニング)を行いうることとするもの。

- (2) 計画の記載事項のうち、従来、農林水産大臣への同意を要する協議の対象とされたものから、林道の開設及び改良に関する計画及び保安施設事業に関する計画を除外すること。
(第6条第5項関係)
- (3) 森林所有者等は、地域森林計画に従って森林の施業及び保護を実施し、又は森林の土地の使用収益をすることを旨としなければならないものとする。
(第8条関係)

3 市町村森林整備計画の見直し

- (1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営に関する事項及び森林の保護に関する事項を新たに記載事項とするものとする。
(第10条の5第2項関係)
- (2) 市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森林及び林業に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。
(第10条の5第6項関係)
- (3) 森林所有者等は、市町村森林整備計画に従って森林の施業及び保護を実施することを旨としなければならないものとする。
(第10条の7関係)

第8 その他

1 林業普及指導員の事務の拡大

林業普及指導員は、市町村森林整備計画の作成及び達成のために行う技術的援助その他の必要な協力のうち専門的な技術及び知識を必要とする事項に係るものを行うこととする旨を明らかにすること。
(第10条の12及び第187条関係)

2 立入調査の主体の拡充

農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行のため必要があるときは、その職員に加え、新たにその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができるものとする。
(第188条関係)

3 市町村による森林の経営の受託又は委託に必要な援助

市町村は、森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供、助言又はあっせんを行うよう努めるものとする。
(第191条第2項関係)

4 国及び地方公共団体が講ずる措置

国及び地方公共団体が講ずる措置について、以下の規定を設けること。

- (1) 保安林に係る権限の適切な行使 (第40条関係)
- (2) 森林の土地の境界の確定のための措置 (第191条の3関係)
- (3) 森林に関するデータベースの整備等 (第191条の4関係)
- (4) 施業の集約化等の事業の推進 (第191条の5関係)
- (5) 地方公共団体が行う保安林等の買入れに係る財政上の措置 (第191条の6関係)

5 罰則の引上げ

届出をせずに立木を伐採した者に対する罰金の上限を現行の30万円から100万円に引き上げるとともに、これに応じてその他の罰金の上限についても引上げを行うものとする。

(第206条から第209条まで関係)

第9 施行期日等

1 この法律は、平成24年4月1日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとする。

(1) 2並びに上記第5、第8の2及び第8の4 公布の日

(2) 上記第1 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日
(附則第1条関係)

2 農林水産大臣は平成23年9月30日までに、都道府県知事は平成23年12月31日までに、市町村は平成24年3月31日までに、改正後の森林法の規定の例により、公布の際現に改正前の森林法の規定によりたてられている全国森林計画、地域森林計画及び市町村森林整備計画を変更しなければならないものとする。

(附則第2条から第5条まで関係)